

私費外国人留学生学習奨励費給付制度実施規程を次のように定める。

平成17年9月5日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 北原保雄

留学生受入れ促進プログラム実施規程

(目的)

第1条 この規程は、業務方法書（平成16年4月1日文部科学大臣認可）第32条及び第33条に定める留学生受入れ促進プログラムについて基本的事項を定め、もってこの制度の適正かつ確実な実施を図ることを目的とする。

(制度の目的)

第2条 留学生受入れ促進プログラムは、優秀な外国人留学生の戦略的な受入れを促進し、我が国の高等教育機関の国際化に資することを目的として、我が国の大学、大学院、高等専門学校、専修学校の専門課程、我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を設置する教育機関（以下「大学等」という。）又は法務大臣が告示をもって定める日本語教育機関（以下「日本語教育機関」という。）に在籍する私費外国人留学生で、学業、人物ともに優れ、かつ、経済的理由により修学が困難である者に対して、学習奨励のための奨学金として「文部科学省外国人留学生学習奨励費」（以下、単に「学習奨励費」という。）を給付することにより、その学習効果を一層高めるとともに、我が国と諸外国との教育交流の発展、相互理解及び平和友好を増進するものとする。

(私費外国人留学生の定義)

第3条 この規程において「私費外国人留学生」とは、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の4の表の留学の在留資格を有する者（在留資格を「留学」に変更するため同法第20条の定めるところに従って所要の手続きを行いその可否が決していない者を含む。）で、大学等又は日本語教育機関に在籍するものであり、国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）第2条に定める国費外国人留学生又は外国政府の派遣する留学生のいずれにも該当しないものとする。

(給付の要件)

第4条 学習奨励費の給付を受ける要件を有する私費外国人留学生は、第1号から第5号までの在籍状況のいずれかに該当し、かつ、第6号から第12号までの学業・経済状況等を満たす者とする。

(1) 我が国の大学院に正規生として在籍していること又は大学の学部卒業以上の学

歴を有し、かつ、大学院レベルの研究活動を行うため、研究生として在籍していること。

- (2) 我が国の大学、高等専門学校第3学年以上又は専修学校の専門課程にそれぞれ正規生として在籍していること。
- (3) 我が国の大学及び高等専門学校が設置する専攻科又は留学生別科に正規生として在籍していること。
- (4) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件（昭和56年文部省告示第153号）第2号の規定により我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育機関に正規生として在籍していること。
- (5) 我が国の大学、大学院、高等専門学校又は専修学校の専門課程への進学を目指し、日本語教育機関に在籍していること。
- (6) 学習奨励費受給後に、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が大学等又は日本語教育機関を通じて行う進路状況調査等に協力する意思を有する者であること。
- (7) 別記に定める方法で求められる給付を受ける年度の前年度の成績評価係数が、大学院レベル、学部レベル、日本語教育機関とも2.30以上あり、給付期間中においてもそれを維持する見込みのある者であること。なお、成績評価係数で表すことができない場合は、各レベルごとの成績評価係数相当以上で、成績が優秀であると認められる者であること。
- (8) 語学能力の水準が、次のア又はイに定めるいずれかの水準に該当する者。ただし、第3号の留学生別科に正規生として在籍している者並びに第4号及び第5号に該当する者を除く。

ア 日本語能力 独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験においてN2レベル以上に合格した者、機構が実施する日本留学試験の日本語科目（読解、聴解及び聴読解）の得点が200点以上である者又は機構が別に認める語学水準以上である者

イ 英語能力 CEFR（Common European Framework of Reference for Languages：Learning, teaching, assessment：外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠）においてB2レベル以上であると認められる者

- (9) 仕送り（入学金、授業料等を除く。）が平均月額90,000円以下であること。
- (10) 在日している扶養者がいる場合、その年収が500万円未満であること。
- (11) 学習奨励費との併給を制限されている奨学金等の給付を受けている者でないこと。
- (12) 機構の海外留学支援制度による支援を受けている者ではないこと。

（学習奨励費の額）

第5条 機構は、業務方法書第33条及び第35条に基づき、次の表のとおり学習奨励費を給付する。

区分	給付額
----	-----

前条第1号から第4号までに該当する者	月額 48,000円
前条第5号に該当する者	月額 30,000円

(学習奨励費の申込み)

第6条 学習奨励費の給付を受けようとする者は、別に定める書類を在籍する大学等又は日本語教育機関の長に提出するものとする。

(受給候補者の推薦)

第7条 大学等又は日本語教育機関の長は、前条の規定に基づき書類を提出した者(以下「申込者」という。)について、第3条に規定する私費外国人留学生の定義への該当の有無及び第4条に規定する給付の要件の有無を審査の上、申込者のうち学習奨励費の給付を受けるに相応しい者を受給候補者として理事長に推薦するものとする。

(受給者の決定及び通知)

第8条 理事長は、前条により推薦された者について、第18条に定める留学生受入れ促進プログラム実施委員会の議を経て、学習奨励費の給付を受ける者(以下「受給者」という。)を決定する。

2 理事長は、受給者を決定したときは、受給者の在籍する大学等又は日本語教育機関(以下「在籍大学等又は日本語教育機関」という。)の長を通じ、当該受給者に通知する。

(学習奨励費の給付期間)

第9条 学習奨励費の給付期間は、受給者として決定した年度の4月から翌年の3月までの間の12月を超えない期間とする。

(学習奨励費の給付)

第10条 在籍大学等又は日本語教育機関の長は、毎月、受給者の在籍状況を確認し、理事長に報告するものとする。

2 学習奨励費の給付は、前項の報告において在籍が確認できた受給者について、原則として、毎月、機構が指定する金融機関に設けられた受給者名義の預貯金口座に振込む方法により行うものとする。

(受給者の異動確認及び報告)

第11条 在籍大学等又は日本語教育機関の長は、受給者が次の各号のいずれかに該当する場合、速やかに理事長に報告しなければならない。

- (1) 休学又は長期欠席したとき。
- (2) 転学したとき。
- (3) 留学したとき。
- (4) 退学したとき。
- (5) 停学処分その他処分を受けたとき。
- (6) 第3条又は第4条の規定に該当しなくなったとき。
- (7) 在留資格に変更があったとき(前号に該当する場合を除く。)

(受給者の修学状況等不良の確認及び報告)

第12条 在籍大学等又は日本語教育機関の長は、受給者の修学状況又は在籍状況が著しく不良であると判断したときは、速やかに理事長に報告するものとする。

(学習奨励費の給付の休止及びその解除)

第13条 理事長は、受給者が第11条第1号又は第3号に該当する場合、学習奨励費の給付を休止することができる。

2 理事長は、前項により学習奨励費の給付を休止された者について、第9条に定める給付期間内にその理由が止んだ場合には、学習奨励費の給付の休止を解除することができる。

(学習奨励費の給付の打ち切り)

第14条 理事長は、受給者が次の各号のいずれかに該当する場合、学習奨励費の給付を打ち切ることができる。

- (1) 申込み時の提出書類の記載事項(受給者を決定するための判断要件となる事項に限る。)に虚偽が発見されたとき。
- (2) 第11条第4号に該当するとき。
- (3) 第11条第5号に該当するとき。
- (4) 第11条第6号に該当するとき。
- (5) 第12条に該当するとき。

2 理事長は、大学等又は日本語教育機関における本制度の実施のための管理体制又は事務処理が不適切な場合、当該大学等又は日本語教育機関に在籍する受給者への給付を打ち切ることができる。

(学習奨励費の返納)

第15条 理事長は、受給者が前条第1項第1号又は第3号に該当する場合その他必要であると認める場合、既に給付した学習奨励費の全部又は一部を返納させることができる。

2 理事長は、大学等又は日本語教育機関が前条第2項又は第21条第2項に該当する場合、既に給付した学習奨励費の額に相当する額の全部又は一部を大学等又は日本語教育機関より返納させることができる。

(給付の辞退)

第16条 受給者は、在籍大学等又は日本語教育機関の長を通じて、いつでも学習奨励費の給付の辞退を申し出ることができる。

2 受給者が、第11条第2号に該当する場合、学習奨励費の給付を辞退したものとみなす。この場合において、理事長が特別な事情があると認めるときは、学習奨励費の給付を継続することができる。

(学習状況及び進路状況等の報告)

第17条 在籍大学等又は日本語教育機関の長は、学習奨励費給付期間終了後速やかに、受給者の学習状況及び進路状況等を取りまとめた上、理事長に報告するものとする。

2 在籍大学等又は日本語教育機関の長は、学習奨励費を受給した年度の翌年度以降における受給者(学習奨励費の給付を受けていた者を含む。)の進路状況等について、理事長が求めた場合、理事長に報告しなければならない。

(委員会の設置)

第18条 留学生受入れ促進プログラムの実施に関し、必要な事項を審議するため、組織運営規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第10号）第30条の規定に基づき、機構に留学生受入れ促進プログラム実施委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織及び委嘱)

第19条 委員会は、学識経験者及び関係行政機関の職員のうちから、15名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、理事長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 委員長の任期は、1年とし、再任を妨げない。

6 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

7 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

8 委員会には、部会を置くことができる。

(立入検査)

第20条 理事長は、学習奨励費の適切な給付のために必要があると認めるときは、在籍大学等又は日本語教育機関に機構の職員を派遣し、本制度の実施状況等を検査させることができる。

(推薦依頼数、採用数の削減又は募集停止)

第21条 理事長は、大学等又は日本語教育機関における本制度の実施のための管理体制又は事務処理が不適切である場合、当該大学等又は日本語教育機関に対する学習奨励費の推薦依頼数又は採用数を削減することができる。

2 理事長は、大学等又は日本語教育機関が、偽りその他不正の行為を行った場合、当該行為の判明した年度の翌年度から起算して5年以内で相当と認める期間、当該大学等又は日本語教育機関に対する募集を停止し、推薦を受け付けない措置を行うものとする。ただし、当該措置を行った場合であっても当該行為が判明した年度以前に在籍していた者及び留学生受入れ促進プログラム予約制度により給付予約者に決定されている者については推薦を受け付けるものとする。

(雑則)

第22条 この規程に定めるもののほか、この制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年9月5日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成22年規程第7号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成22年規程第9号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第3条第2号の改正規定は、平成22年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の第3条第2号に規定する在留資格「留学」を有する者には、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）附則第5条第2項の規定により、留学の在留資格をもって在留するものとみなされる者を含むものとする。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成23年規程第12号）

この規程は、平成23年5月20日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成24年規程第13号）

この規程は、平成24年5月1日から施行し、改正後の私費外国人留学生学習奨励費給付制度実施規程の規定は平成24年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成25年規程第5号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成26年規程第5号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成26年規程第22号）

この規程は、平成26年8月26日から施行し、改正後の文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度実施規程の規定は、平成27年度以降に高等専門学校に編入学する者から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成27年規程第18号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成28年規程第14号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成31年規程第1号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和5年規程第11号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別記 成績評価係数の算出方法

下表により「成績評価ポイント」に換算し、下の計算式に当てはめて算出（小数点

第3位を四捨五入)する。

なお、履修した授業について単位制を採らない場合は、科目数を全て単位数に置き換えて算出する。

	成績評価				
4段階評価	—	優	良	可	不可
4段階評価	—	A	B	C	F
4段階評価	—	100～80点	79～70点	69～60点	59点以下
5段階評価	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点以下
5段階評価	S	A	B	C	F
5段階評価	A	B	C	D	F
成績評価ポイント	3	3	2	1	0

(計算式)

$$\begin{aligned}
 & (\text{「成績評価ポイント3の単位数」} \times 3) + (\text{「成績評価ポイント2の単位数」} \times 2) + (\text{「成績評価} \\
 & \quad \text{ポイント1の単位数」} \times 1) \\
 & \quad + (\text{「成績評価ポイント0の単位数」} \times 0)
 \end{aligned}$$

総 登 録 単 位 数